## 特別清算終結

**平成２８年（ヒ）第１０号**
静岡県焼津市小屋敷466番地
清算株式会社　大井川商会株式会社
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（ヒ）第１３号**
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町２丁目118番地
清算株式会社　コーヒーボーイ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

## 特別清算協定認可

**平成２９年（ヒ）第２００６号**
東京都千代田区神田神保町３丁目10番２号共立ビル
清算株式会社　株式会社湯ノ川
代表清算人　大桃　　誠
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　通則
1　協定債権及び協定債権者
清算株式会社に対して協定債権を有する債権者とその有する協定債権の内容は、別紙「債権者一覧表」記載のとおりである。
2　共益的及び優先的債権
清算株式会社には、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権はない。
3　財産
清算株式会社には、協定債権への弁済原資となる財産はない。
第２条　協定債権
1　各協定債権者は、本協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した日に、清算株式会社に対し、協定債権について、元本・利息・遅延損害金などその全部につき、免除を行う。
2　清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価したうえで、共益的債権を控除した残余財産を弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

## 再生手続廃止及び保全管理命令

**平成２６年（再）第２号**
岐阜県安八郡安八町大明神椙ノ木345番地１
再生債務者　株式会社クラスト
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　岐阜市美江寺町１丁目５番地
岐阜北青色会館４階　弁護士法人　岐阜合同法律事務所　弁護士　鷲見　和人
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成29年６月６日　　岐阜地方裁判所民事部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２８年（再イ）第４８号**
静岡市清水区山原189番地の６
再生債務者　久野　浩一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月６日から平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１７号**
静岡市清水区船原２丁目２番地の１　レイナ102号室
再生債務者　川島　卓真
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月６日から平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第７８号**
名古屋市千種区今池１丁目15番14号　ＨＯＵＳＥ108今池公園402号
再生債務者　飯尾　雅仁
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月４日から平成29年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１０３号**
名古屋市名東区勢子坊２丁目1123番地の２
再生債務者　原　　幸司
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月４日から平成29年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１１１号**
愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田15－１㈱豊田自動織機　河和寮　３棟102号（住民票上の住所）静岡市清水区三保873番地の11
再生債務者　五十川清人
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月４日から平成29年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１１４号**
名古屋市昭和区明月町２丁目14番地　ハイム明月206号室（住民票上の住所）金沢市木越２丁目20番地８
再生債務者　奥井　英爾
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月４日から平成29年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１１９号**
愛知県東海市高横須賀町北人鎌46番地の４　サンリバーヨコスカ401号
再生債務者　園田　駿哉
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月４日から平成29年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１３７号**
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地2028
再生債務者　大滝　　智
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月４日から平成29年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１４号**
岡山県倉敷市鳥羽80番地18　中庄コリーヌ西Ｆ202
再生債務者　桑田　大輔
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月11日から平成29年７月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

**平成２９年（再イ）第１０８号**
札幌市南区簾舞５条１丁目７番２号
再生債務者　吉田　文雄
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月28日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月12日から平成29年７月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（再イ）第１４号**
秋田市千秋城下町３番19号　レオパレス千秋316
再生債務者　菊池　真紀
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月28日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月12日から平成29年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部